

滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県福祉医療費助成制度の対象となる乳幼児、重度心身障害者(児)、65～74歳老人、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成するため市町が行う福祉医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる範囲および補助率は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式1)の添付書類は次のとおりとする。
なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 滋賀県福祉医療費助成事業補助金事業計画書 | 様式2 |
| (2) 収支予算書 | 様式5 |

(標準処理期間)

第4条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を途中で中止または廃止する場合は事前に知事の承認を受けること。
- (2) 事業内容を途中で変更しようとする場合は事前に知事の承認を受けること。

(変更申請)

第6条 規則第8条に規定する補助金変更申請書(様式6)の添付書類は次のとおりとする。
なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 滋賀県福祉医療費助成事業補助金事業変更計画書 | 様式2 |
| (2) 滋賀県福祉医療費助成事業現物給付額調 | 様式3 |
| (3) 滋賀県福祉医療費助成事業償還払額調 | 様式4 |
| (4) 収支予算書 | 様式5 |

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助金実績報告書(様式7)の添付書類は次のとおりとする。
なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 滋賀県福祉医療費助成事業補助金実績報告書 | 様式 2 |
| (2) 滋賀県福祉医療費助成事業現物給付額調 | 様式 3 |
| (3) 滋賀県福祉医療費助成事業償還払額調 | 様式 4 |
| (4) 収支精算書 | 様式 5 |

(補助金の交付)

第 8 条 規則第 15 条の規定による補助金の交付は概算払いとする。

(関係書類の保管)

第 9 条 補助金と補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別記様式 8 による調書および補助金に関する帳簿、その他関係書類を事業完了後 5 年間保管すること。

付 則

この要綱は、昭和 52 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 8 月 1 日より施行し、昭和 60 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日より施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 8 年 8 月診療分から適用する。ただし、新要綱中父子家庭およびひとり暮らし寡婦に係る規定については、同年 10 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付要綱中 65～69 歳老人の補助率に関する規定については、同年 8 月診療分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行し、平成 12 年 8 月診療分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。ただし、新要綱中重度精神障害者（児）に係る規定については、同年 8 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。ただし、新要綱中ひとり暮らし高齢寡婦に係る規定については、同年 8 月診療分から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

2 改正後の滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付要綱に規定する会計区分については、平成 17 年度分の補助金に限り、現物給付は 2 月診療分から、償還払は 4 月支払分からとする。

3 改正前の滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付要綱中重度精神障害者（児）に係る規定については、なお従前の例による。ただし、会計区分の規定については、現物給付は平成17年7月診療分まで、償還払は同年7月支払分までとする。

付 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行し、平成21年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の算定基準については、同年4月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行し、平成22年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の算定基準については、同年4月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の算定基準については、同年4月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の算定基準については、同年4月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日より施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助金交付基準

区分	種別	基準額	会計区分	算定基準	対象経費	補助率
福祉医療費	乳幼児	助成対象者に対し、市町が助成した福祉医療費を基準とする。	現物給付 前年の12月から11月 診療分まで 償還払 2月から翌年の1月支払分まで		扶助費 委託料	1 — 2 以内
	重度心身障害者（児）					
	65～74歳老人					
	母子家庭					
	父子家庭					
	ひとり暮らし寡婦					
	ひとり暮らし高齢寡婦					
請求事務費	乳幼児	現物給付により保険医療機関が行った請求事務1件を基準とする。	※請求遅延分については翌年度補助対象とする。	年間総件数に次の額を乗じて得た額 50円	扶助費 委託料 役員費 報償費	1 — 2 以内
	重度心身障害者（児）					
	65～74歳老人					
	母子家庭					
	父子家庭					
	ひとり暮らし寡婦					
	ひとり暮らし高齢寡婦					

様式3

平成 年度 収支予算書
(精算書)

歳入

(単位： 円)

款	項	目	節	予算額 (精算額)	説明
一般財源					
合 計					

歳出

(単位： 円)

款	項	目	節	予算額 (精算額)	説明
合 計					

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

市町長名

印

様式5

平成 年度 収支予算書
(精算書)

歳入

(単位： 円)

款	項	目	節	予算額 (精算額)	説明
一般財源					
合計					

歳出

(単位： 円)

款	項	目	節	予算額 (精算額)	説明
合計					

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

市町長名

印

様式 1

平成 年度 滋賀県福祉医療費助成事業補助金交付申請書

平成 年 月 日
第 号

滋賀県知事

市町 長 印

平成 年度において滋賀県福祉医療費助成事業補助金について、金 円
を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて
申請します。

関係書類

- 1 滋賀県福祉医療費助成事業補助金事業計画書
- 2 収支予算書

(年度)

市町名 _____

区分 対象別		補助対象 医療費 ①	請求事務 手数料 延べ件数 ②	単価 ③	県補助対象 基本額 ①または②×③ ④	補助率 ⑤	補助金算定額 ⑥	既交付決定額 (既交付決定額- 既交付済額) ⑦	今回交付請求額⑥と ⑦の少ない方の額 (追加交付額-交付 決定一部取消額) ⑧
乳 幼 児	医療費					1/2			
	医療費 (H28制度改正による 差額分)					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
重 度 心 身 障 害 者 (児)	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
6 5 ~ 7 4 歳 老	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
母 子 家 庭	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
父 子 家 庭	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
ひ と り 暮 ら し 婦	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
ひ と り 高 齢 暮 ら し 婦	医療費					1/2			
	事務費			50		1/2			
	計								
合 計									

注) 当初申請時には、⑦⑧は空欄にすること。

様式3

滋賀県福祉医療費助成事業現物給付額調

(年度)

市町名

対象 診療 月	乳 幼 児		重度心身障害者(児)		65～74歳老人		母 子 家 庭		父 子 家 庭		ひとり暮らし 寡 婦		ひとり暮らし 高 齢 寡 婦	
	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)	件数	基本額 (支払額)
年 12月		円		円		円		円		円		円		円
年 1月														
2月														
3月														
4月														
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
合計														

(基本額=国保連合会支払額-高額療養費-特例療養費-第三者行為等返還額)

様式 6

平成 年度 滋賀県福祉医療費助成事業補助金変更申請書

平成 第 年 月 日
号

滋賀県知事

市町長 印

平成 年 月 日付け滋医険第 号をもって交付決定を受けた滋賀県福祉
医療費助成事業補助金の { 追加交付 } を受けたく、次のとおり申請します。
{ 交付決定一部取消 }

記

追加申請額 金 円

関係書類

1. 滋賀県福祉医療費助成事業補助金事業変更計画書
2. 滋賀県福祉医療費助成事業現物給付額調
3. 滋賀県福祉医療費助成事業償還払額調
4. 収支予算書

様式 7

平成 年度 滋賀県福祉医療費助成事業補助金実績報告書

平成 第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町 長 印

平成 年 月 日付け滋医険第 号において交付決定の通知があった平成
年度滋賀県福祉医療費助成事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 1 2 条の規定
により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 滋賀県福祉医療費助成事業補助金実績報告書
2. 滋賀県福祉医療費助成事業現物給付額調
3. 滋賀県福祉医療費助成事業償還払額調
4. 収支精算書

様式 8

平成 年度滋賀県福祉医療費助成事業補助金調書

市町名 _____

歳 入					歳 出							備 考
科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	科目	予算現額	うち県補助金	支出済額	うち県補助金	翌年度繰越金	うち県補助金	

記載上の注意

予算現額については、当初予算、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。

様式 1

平成 年度 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付申請書

平成 年 月 日
第 号

滋賀県知事

市町 長

印

平成 年度において滋賀県福祉医療費支払手数料補助金について、金 円
を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申
請します。

関係書類

- 1 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金事業計画書
- 2 収支予算書

滋賀県福祉医療費支払手数料補助金

事業計画書
事業変更計画書
実績報告書

(年度)

市町名

補助金対象延べ 件数 (①~⑩) ⑪	手数料 1件当 り単価	補助対象基本額 (⑪×49円) ⑫	補助率	補助金算定額 (⑫×1/2) ⑬	既交付決定額 (既交付決定額-既 交付済額) ⑭	今回交付請求額⑬と⑭の少 ない方の額 (追加交付額- 交付決定一部取消額) ⑮
	49円		1/2			

月別明細書

対 象 別 診 療 月	乳幼児	重度心身 障害者 (児)	65~74才 老人	母子家庭	父子家庭	ひとり 暮らし 寡婦	ひとり 暮らし 高齢寡婦	重度心身 障害老人	母子家庭 老人	父子家庭 老人
年 12月										
年 1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
合計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

様式 4

平成 年度 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金変更申請書

平成 第 年 月 日
号

滋賀県知事

市町 長 印

平成 年 月 日付け滋医険第 号をもって交付決定を受けた滋賀県福祉
医療費支払手数料補助金の { 追 加 交 付 }
{ 交付決定一部取消 } を受けたく、次のとおり申請します。

記

追加申請額 金 円

関係書類

1. 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金事業変更計画書
2. 収支予算書

様式 5

平成 年度 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金実績報告書

平成 第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町 長 印

平成 年 月 日付け滋医険第 号において交付決定の通知があった平成
年度滋賀県福祉医療費支払手数料補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 1 2 条の規
定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金実績報告書
2. 収支精算書

様式6

平成 年度滋賀県福祉医療費支払手数料補助金調書

市町名 _____

歳 入					歳 出							備 考
科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	科目	予算現額	うち県補助金	支出済額	うち県補助金	翌年度繰越金	うち県補助金	

記載上の注意

予算現額については、当初予算、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。

様式 1

平成 年度 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付申請書

平成 年 月 日
第 号

滋賀県知事

市町 長

印

平成 年度において滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金について、
金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定に
より、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金事業計画書
- 2 収支予算書

様式2

滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金

事業計画書
事業変更計画書
実績報告書

(年度)

市町名

対象別		区分	現物給付 ①	償還払 ②	県補助対象基本額 (①+②) ③	補助率	補助金算定額 (③×1/2) ④	既交付決定額 (既交付決定額－ 既交付済額) ⑤	今回交付請求額④と⑤の少 ない方の額(追加交付額－ 交付決定一部取消額) ⑥
重度心身障害老人		外来分							
		入院分							
		老人訪問看護分							
		計				1/2			
母子家庭老人		外来分							
		入院分							
		老人訪問看護分							
		計				1/2			
父子家庭老人		外来分							
		入院分							
		老人訪問看護分							
		計				1/2			
合計									

注) 当初申請時には、⑤、⑥欄は空欄とすること。

滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金現物給付額調

(年度)

市町名

診療月	対象別	重度心身障害老人	母子家庭老人	父子家庭老人	診療月	対象別	重度心身障害老人	母子家庭老人	父子家庭老人	診療月	対象別	重度心身障害老人	母子家庭老人	父子家庭老人
	金額(外来)	金額(外来)	金額(外来)	金額(入院)		金額(入院)	金額(入院)	金額(訪問看護)	金額(訪問看護)		金額(訪問看護)			
年12月					年12月					年12月				
年1月					年1月					年1月				
2月					2月					2月				
3月					3月					3月				
4月					4月					4月				
5月					5月					5月				
6月					6月					6月				
7月					7月					7月				
8月					8月					8月				
9月					9月					9月				
10月					10月					10月				
11月					11月					11月				
計					計					計				

様式 4

滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金償還払額調

(年度)

市町名

対象 支払月	重度心身 障害老人	母子家庭 老人	父子家庭 老人	対象別 支払月	重度心身 障害老人	母子家庭 老人	父子家庭 老人	対象別 支払月	重度心身 障害老人	母子家庭 老人	父子家庭 老人
	金額 (外 来)	金額 (外 来)	金額 (外 来)		金額 (入 院)	金額 (入 院)	金額 (入 院)		金額 (訪問看護)	金額 (訪問看護)	金額 (訪問看護)
年 2月				年 2月				年 2月			
3月				3月				3月			
4月				4月				4月			
5月				5月				5月			
6月				6月				6月			
7月				7月				7月			
8月				8月				8月			
9月				9月				9月			
10月				10月				10月			
11月				11月				11月			
12月				12月				12月			
年 1月				年 1月				年 1月			
計				計				計			

様式 6

平成 年度 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金変更申請書

平成 第 年 月 日
号

滋賀県知事

市町 長 印

平成 年 月 日付け滋医険第 号をもって交付決定を受けた滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金の { 追 加 交 付 } を受けたく、次のとおり申請します。
{ 交付決定一部取消額 }

記

追加申請額 金 円

関係書類

1. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金事業変更計画書
2. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金現物給付額調
3. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金償還払額調
4. 収支予算書

様式 7

平成 年度 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金実績報告書

平成 第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町 長

印

平成 年 月 日付け滋医険第 号において交付決定の通知があった平成
年度滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第
1 2 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金実績報告書
2. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金現物給付額調
3. 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金償還払額調
4. 収支精算書

様式 8

平成 年度滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金調書

市町名 _____

歳 入					歳 出							備 考
科目	予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	科目	予算現額	うち県 補助金	支出済額	うち県 補助金	翌年度 繰越金	うち県 補助金	

記載上の注意

予算現額については、当初予算、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。